ACSES ニュースレター_２１７３号（2021 年９月６日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について〈環境省〉
・平成27年度「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」等の訂正について〈厚生労働省〉
・消防立ち入り検査実施率、過去最低に　建物数増や人員不足で〈新聞報道〉
・労災レセプト電算処理システム　マスタコード〈厚生労働省〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２５１報）〈厚生労働省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 健康安全
◇喫煙の死者７６９万人　１９年、日本は２０万人〈Web 報道〉
[4] 食品安全衛生関係
◇輸入食品に対する検査命令の実施（ネパール産そば）〈厚生労働省〉
[5] 廃棄物関係
◇厚生労働省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画の更新について〈厚生労働省〉
◇立命大生、学食生ごみで堆肥作り　飲食店バイトで見た現実きっかけに〈新聞報道〉
[6] 環境安全関係
◇環境省ナッジ事業の結果について〈環境省〉
[7] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　３件　[公募結果、意見募集結果]　２件
[8] その他省庁発表　３件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　７件　[開催記録、報告、資料等]　４件
[10] 海外の化学物質管理情報
○国際：１件　○欧州：５件　○米国：５件　○韓国：１件　○オーストラリア：４件
[11] その他　３件
[付録]
◇大学ファクトブック 2021－「組織」対「組織」の本格的産学連携の拡大に向けて－〈文部科学省・経済産業省〉
◇新型コロナワクチン接種の予約を案内する怪しいメールに注意！－国がコロナワクチン接種に関連して金銭や

秋海棠（シュウカイドウ）

クレジットカード番号を求めることはありませんー<国民生活センター>
◇家電から出る蒸気による乳幼児のやけどにご注意！ー炊飯器、ポット、ケトル、加湿器（スチーム式）についてー<国民生活センター>
◇鋭利な部品をもつシャワーヘッド<国民生活センター>
◇保険金で住宅修理ができると勧誘する事業者に注意！ー申請サポートを受ける前に、損害保険会社に連絡を保険金の請求は、加入者ご自身で！！ー<国民生活センター>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021年9月2日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025532/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210902_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：86 件
うち重大事故等として通知された事案：28 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021年9月2日＞　http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150423kouhyou_2.pdf
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210902_02.pdf
1.事故情報　(1)事故情報(下記(2)(3)を除く):3件
(2)事故情報(食中毒情報)：4件
(3)事故情報（指定成分等含有食品健康被害情報)：1件
2.リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：43件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：7件

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について
＜環境省　2021年9月2日＞　https://www.env.go.jp/press/109923.html
環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和３年９月２日（木）に行い、判定結果を機構に通知しましたのでお知らせします。
◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）
医療費等の申請に係る 152 件、特別遺族弔慰金等の請求に係る 27 件について医学的判定を行いました※１※２。
これらのうち､石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。
※１　うち 36 件（医療費等：29 件、特別遺族弔慰金等：７件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。

※２　このほか、認定の更新申請に係る１件について、認定疾病が有効期間の満了後においても継続するとは認められないとの医学的判定が行われました。なお、認定の更新申請に係るその他の案件については、申請書に添付された診断書等において認定疾病が有効期間の満了後においても継続することが明らかであったことから、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給関係）について（通知）（令和元年５月７日 環保企発第 1905071 号 環境省大臣官房環境保健部長通知）」等に基づき、環境大臣に医学的判定を申し出ることなく、機構において更新の手続がとられています。

添付資料

別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116672.pdf

・平成 27 年度「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」等の訂正について

＜厚生労働省　2021 年９月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5hktBiJJuRYFFzxY

・消防立ち入り検査実施率、過去最低に　建物数増や人員不足で

＜京都新聞　2021 年９月２日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/631051

・労災レセプト電算処理システム　マスタコード

＜厚生労働省　2021 年９月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xj6yczxzVzFJNBxY

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２５１報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年９月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=f4R4qASVOvhECHztY

１　自治体の検査結果

小樽市、仙台市、栃木県、宇都宮市、東京都、文京区、横浜市、新潟県、山梨県、長野県、京都府、大阪市、東大阪市、和歌山県、徳島県

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

****

[2] ***[特集] 新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年９月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20917.html

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021年9月4日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20915.html

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20911.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年９月５日版）

＜厚生労働省　2021 年９月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20916.html

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzja6ezR7XzlBPJRY

◇マスコミ報道　見出し

・教師がコロナ感染隠し授業 児童２人感染判明

＜テレ朝news　2021年9月4日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000227817.html

・コロナ家族感染 “子を残し親が亡くなる” 相次ぐ親の重症化
＜NHK　2021年9月2日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210902/k10013239701000.html?utm_int=all_side_ranking-social_003

・パラリンピック 学校連携観戦 引率教諭感染の学校で生徒ら陽性
＜NHK　2021年9月2日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210902/k10013239111000.html?utm_int=all_side_ranking-social_002

[対策・予防]

◇<u>省庁発表</u>

・医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System
＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html
・新型コロナウイルス感染症に関する治験等のコールセンターを開設します
＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0iqmZyhnQyVdJUhY
・職場での検査に関する一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について
＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wjq2dzh3UzVNMFhY
・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。
＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html
・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html
・病床・宿泊療養施設確保計画
＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00057.html
・新型コロナウイルス感染症の病床・宿泊療養施設確保計画について更新しました
＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00056.html
・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2021年9月3日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年を更新しました
＜厚生労働省　2021年9月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wj0JIgZtnTIhMFhY
・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2021年9月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-gLs6XKN35EANWBY

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>

・外国語の新型コロナワクチンの予診票等のご案内を掲載しています
＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3yTG9fDN8WD5GP5NY
・新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材
＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzDS4eTZ5XTtDOlZY
・新型コロナワクチンの異物混入への対応
＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2iKubyBvSy1VLABY
・ワクチンに異物発見した場合の対応を自治体に通知 厚生労働省
＜NHK　2021年9月3日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210903/k10013240261000.html
・治験の情報について
＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0iqmZyhnQyVdJ0hY

・レムデシビル（販売名：ベクルリー点滴静注液 100 mg、同点滴静注用 100mg）の投与をお考えの医療機関の皆さまへを更新しました。
＜厚生労働省　2021 年９月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9gk9FjJZqQYVCSxY
・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2021 年９月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6hUhCi5FtRoJG3BY
・新型コロナワクチンについて
＜厚生労働省　2021 年９月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6hUhCi5FtRoJGvBY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年９月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=nWaaSuZ32Bqm6qkPY
・新型コロナワクチンの副反応について
＜厚生労働省　2021 年９月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_gbo7XaJ25UEMSRY
・ワクチン２回接種後の制限緩和、専門家間で賛否　分科会の提言案判明
＜毎日新聞　2021 年９月３日＞　https://mainichi.jp/articles/20210903/k00/00m/010/009000c

・ファイザー・モデルナ・アストラゼネカ…ワクチンを「打つリスク」と「打たないリスク」を感染症科の専門医が解説
＜ＦＮＮプライムオンライン　2021 年９月３日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/231380

・副反応が軽い人は抗体つかないは「デマ」 専門医が「ワクチンの怪情報」を検証
＜AERAdot.　2021 年９月４日＞　https://dot.asahi.com/aera/2021090200024.html
---

◇<u>大学等関係</u>
・<u>大学部運動部で新クラスター　この大学で運動部クラスター５回目</u>　岐阜県で１８８人感染
＜岐阜新聞　2021 年９月４日＞　https://www.gifu-np.co.jp/news/20210904/20210904-103295.html
・・・・・・・
　クラスター（感染者集団）は新たに７件を確認した。このうち大垣市の大学の運動部で５人の感染が判明。この大学で運動部のクラスターが発生するのは５回目で、今回の運動部では初めて。
・・・・・・・

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>
・抗体カクテル療法 約８割の患者回復 軽症者向けで効果 東京都
＜NHK　2021 年９月３日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210903/k10013240361000.html?utm_int=all_side_ranking-social_004
・自宅療養者の個人情報、３４都府県が市町村に伝えず…健康状態の確認など難航
＜読売新聞　2021 年９月３日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210903-OYT1T50026/
・緊急事態地域で酒提供、時間制限も緩和…ワクチン接種進めば１０～１１月にも
＜読売新聞　2021 年９月３日＞　https://www.yomiuri.co.jp/politics/20210903-OYT1T50054/
・「コロナなめてた」自分を責める若者　宿泊療養３千人超、大阪で何か
＜朝日新聞　2021 年９月３日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP922DTLP80PTIL01S.html?iref=comtop_7_02
****
[3] ***<u>健康安全</u>***
◇<u>喫煙の死者７６９万人　１９年、日本は２０万人</u>
＜共同通信　2021 年９月３日＞　https://www.47news.jp/medical/shinseiki/6745190.html
　喫煙に関係するさまざまな病気によって、２０１９年に世界全体で約７６９万人が死亡したとする推計結果を、国際研究チームが英医学誌ランセットに発表した。日本の死者は約２０万人とみられ、世界の国の中で６番目に

多かった。

２００以上の国や地域を対象に３千を超す健康調査データを分析。１９年の世界の喫煙者は１１億人以上に達し、年間７兆本ものたばこ製品が消費されていた。喫煙率は先進国などで下降傾向にあるが、人口が急増するアフリカなどの発展途上国でたばこを吸う人が増えているのを反映した形だ。

死者が最多だったのは中国で約２４２万人。世界全体の３割近くを占めた。次いでインドが約１０１万人、米国が約５３万人、ロシアが約２９万人、インドネシアが約２５万人と続いた。

直接の死亡原因となった病気は、虚血性心疾患や慢性閉塞（へいそく）性肺疾患（ＣＯＰＤ）、肺がんや脳卒中などが多い。いずれも喫煙によって発症リスクが高まることが知られている。今回の推計には受動喫煙による健康被害は含まれていない。

死者の８７％が現在も喫煙中の人で、たばこをやめてから１５年以上たった人の割合は６％にとどまることも分かった。禁煙の有効性があらためて示された。

懸念されるのが若い頃にたばこを吸い始めてやめられなくなるケース。たばこ業界は風味付きたばこや電子たばこなど若者を狙ったマーケティング戦略を展開しており、チームは「こうした商品の販売を禁止することで若い世代の喫煙を減らすことができる」と強調。たばこ増税や広告規制などの対策を求めている。

****

[4] ***食品安全衛生関係***

◇輸入食品に対する検査命令の実施（ネパール産そば）

＜厚生労働省　2021年9月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xjkNJgJpmTYlNhxY

本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第26条第３項に基づく検査命令（輸入届出ごとの全ロットに対する検査の義務づけ）を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
ネパール産そば（粉を含む。）	アフラトキシン	検疫所におけるモニタリング検査の結果、ネパール産そばの粉からアフラトキシンを検出したことから、検査命令を実施するもの。

アフラトキシンについて

発がん性を有するカビ毒（アスペルギルス属の真菌により産生される）の一種。

****

[5] ***廃棄物関係***

◇厚生労働省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画の更新について

＜厚生労働省　2021年9月3日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzja6ezR7XzlB05RY

平成28年7月26日に閣議決定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、「厚生労働省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画」を策定しました。

本計画は、厚生労働省が保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分委託及び廃棄その他の措置を早期に実行するために必要な事項を定めたものです。

本計画に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に係る取組を更に推進してまいります。

◇立命大生、学食生ごみで堆肥作り　飲食店バイトで見た現実きっかけに

＜朝日新聞　2021年9月4日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP934G7RP86PLZB00J.html

立命館大の衣笠キャンパス（京都市北区）で、食堂で出る生ごみを堆肥（たいひ）にして活用するプロジェクトが始まった。中心となっているのはSDGs（持続可能な開発目標）に関心を持つ学生団体のメンバーら。「地球にも人にもやさしい、『捨てる』がない社会を目指したい」と言う。

キャンパスの生協食堂ではコロナ禍で営業が制限されるなかであっても、昨年9月からの10カ月間で、消費期限が切れて捨てられた野菜が約1・3トン出た。需要を予測して仕入れても、講義が急にオンライン実施になると客も減り、どうしても余るという。

これに注目したのが、昨年7月に発足した学生団体「Uni―Com（ユニコーン）」。食品廃棄物を減らし、環境に負荷をかけるごみ焼却を抑える目標を掲げ、堆肥化施設を見学したり、循環型経済の専門家らに話を聞くセミナーを開いたりしてきた。メンバーは5人で、代表は生命科学部4年の隅田雪乃さん（21）。「大学（ユニバーシティー）から堆肥（コンポスト）を広げよう」との願いを団体名に込めた。

隅田さんは、1年の夏にカンボジアで体験したボランティア活動で、満足に食料を買えない貧困層に接した。帰国して飲食店でアルバイトをすると、大量の食品が日々廃棄されていた。この現実に違和感を持ったのが、団体設立のきっかけだという。食マネジメント学部3年の松本愛梨さん（21）は、滋賀県のフードバンクで活動し、友人を介して隅田さんとつながった。

隅田さんらは、食堂の生ごみで堆肥を作りたいと大学の地域連携課に相談。同課とともに、まずは廃棄されるカット野菜を使って取り組むことになった。

今年7月31日、東京都三鷹市の農園主でコンポストアドバイザーの鴨志田純さん（35）を招き、堆肥作りの土台となる「床材」づくりに着手。ブルーシートに、もみ殻、米ぬか、落ち葉などを積み上げ、スコップで混ぜる「切り返し」作業をして、適量の水を加えた。地域住民や他大学の学生らも手伝った。

その後も「切り返し」を繰り返して床材ができると、8月20日に最初のカット野菜くず約15キロを投入した。その後も随時、野菜くずや食品を加えており、発酵が進むと更に床材の材料を混ぜるなどの作業がある。最初の堆肥が完成するのは、順調なら10月下旬の見込みだ。

学内の農園や右京区の京北地域の若手農家に使ってもらい、できた野菜は食堂や弁当のメニューに取り入れていく計画だ。農家からは、床材の元になるもみ殻や米ぬか、落ち葉をもらうという。軌道に乗れば、びわこ・くさつキャンパス（滋賀県草津市）でも、地域の農家と連携して取り組むつもりだ。

隅田さんは「人と人とのつながりを通して循環という選択肢がもっと身近になれば」と話す。（永井啓子）

ユニコーンの活動のきっかけや、これからの目標について、代表の隅田さんに聞いた。主なやり取りは以下の通り。

――食品ロスや環境問題に関心を持った原点は？

高校時代から国際協力に興味があり、カンボジアで教育支援をしているNPO法人のツアーに参加して、貧困地域で小学校の校舎建設の手伝いをしました。そこで見た人々の暮らしと、食べられるものを捨ててしまう日本の現実とのギャップを知って、何か行動したいと思ったのです。「生ごみを堆肥化するコンポストに取り組んでみよう」と考え、ある友達に話すと、「同じようなことを言っている友達がいる」と。それが今のメンバーの一人です。2人で活動を本格スタートし、すぐに共感してくれる2人が参加、この春には1年生も加わり5人になりました。

――大学の食堂で食べ残した…

****

[6] ***環境安全関係***

◇**環境省ナッジ事業**の結果について

＜環境省　2021年9月3日＞　https://www.env.go.jp/press/109939.html

環境省では、**ナッジ**（英語 nudge：そっと後押しする）やブースト（英語 boost：ぐっと後押しする）を始めとする行動科学の知見を活用してライフスタイルの自発的な変革を創出する新たな政策手法を検証するとともに、産学政官民連携・関係府省等連携のオールジャパンの体制による日本版ナッジ・ユニット BEST（Behavioral Sciences Team）の事務局を務めています。

この度、平成29年度から実施している「低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）による家庭等の自発的対策推進事業」で採択された事業者のうち、事業を終了した事業者の結果を公表するとともに、当該結果を用いて海外のナッジ・ユニット等と意見交換を行った旨をお知らせします。

1. **結果の概要**

事業を実施した日本オラクル株式会社及び株式会社住環境計画研究所は、北海道ガス株式会社、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、沖縄電力株式会社の５社のエネルギー事業者の協力の下、当該事

業者の供給エリア内の約 30 万世帯を対象に、行動科学の知見に基づく省エネアドバイス等を記載したレポート（ホームエネルギーレポート）を送付して、その後の電気やガスの使用量にどのような効果が表れるかを実証しました。

本事業は平成 29 年度から令和２年度までの４年間実施され、毎月ないし２か月に１回程度の頻度でレポートを２年間送付し、ランダム化比較試験と呼ばれる頑健な効果検証の手法により、レポートを送付していない世帯との比較により統計学的に効果を検証しました。また、レポートの送付を停止した後１年間の効果の持続性についても検証しました。

その結果、レポートの送付により、平均で約２％の省エネ・省 CO2 効果が統計的に有意に確認されるとともに、レポートの送付停止後も同程度の効果が少なくとも１年間継続することが統計的に有意に確認されました。事業を実施した４年間での累積の CO2 削減量は 4 万 7 千トンに及び、効果の持続により今後累積で 11 万 1 千トンの CO2 排出が削減されることが推計されています。この今後の累積削減効果については、事業を実施した事業者の試算では、4 万 1 千世帯の年間 CO2 排出量に相当するとともに、13 万 5 千台の冷蔵庫買替効果に相当するとされています。

本事業の結果の特筆すべき点としては、国内最大規模での実証により、実証期間中に家庭での CO2 排出量を実際に大幅に削減したことに加え、一般にナッジの効果は持続しにくいとも言われる中で、世帯毎に最適化された働きかけにより、ナッジを実施している期間はもとより、ナッジを中断した後も少なくとも１年間にわたり効果が持続することを明らかにしたことが外部有識者等により挙げられています。

より詳細な結果については、事業を実施した事業者による以下の報道発表資料を参照ください。

〇ナッジを活用して家庭の省エネ行動を促し CO2 排出量 47,000 トン削減（日本オラクル株式会社のウェブサイト）

<https://www.oracle.com/jp/corporate/pressrelease/jp20210629.html>（日本語）

<https://www.oracle.com/news/announcement/oracle-helps-utility-customers-reduce-co2-with-ministry-of-environment-japan-program-2021-06-29/>（英語）

〇　脱炭素社会の実現に向けた、４年間・全国 30 万世帯の国内最大規模実証事業ーナッジを活用して家庭の省エネ行動を促し CO2 排出量 47,000 トン削減ー（株式会社住環境計画研究所のウェブサイト）

<http://www.jyuri.co.jp/3667/>

なお、本事業の初年度の結果については、以下の報道発表により公表しております。

〇　平成 29 年度低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）による家庭等の自発的対策推進事業の結果について（速報）（平成 30 年４月 24 日付け報道発表）

<http://www.env.go.jp/press/105428>

2. 海外のナッジ・ユニット等との意見交換について

上記の結果を含む、我が国の行動科学を活用した取組については、令和３年８月 31 日（火）に開催された第８回気候変動・省エネルギー行動会議 BECC JAPAN 2021 の最終パネルディスカッション「世界のナッジユニット」においてイギリスやアイルランドのナッジ・ユニット等と共有し、今後も継続して意見交換をしていくことなどについて議論しました。

会議のプログラムや登壇者等に関するより詳しい情報については以下のウェブサイトを参照ください。

〇第８回気候変動・省エネルギー行動会議 BECC JAPAN 2021

〈　https://seeb.jp/eventcontents/3748　〉

〇意見交換先（パネリスト及びモデレーター）

【パネリスト】

・　Jin Han Kim 氏（イギリス：The Behavioural Insights Team（BIT）US office アドバイザー）

・　Karl Purcell 氏（アイルランド：Sustainable Energy Authority of Ireland（SEAI）the Behavioural Economics Unit プログラムマネージャー）

【モデレーター】

・　Ken Haig 氏（アマゾン・ウェブ・サービス（AWS）アジア太平洋 エネルギー・環境 政策責任者／在日米国商工会議所（ACCJ）エネルギー委員会 委員長）

○　気候変動・省エネルギー行動会議について

気候変動・省エネルギー行動会議（代表：中上英俊株式会社住環境計画研究所会長）は、エネルギー利用の高効率化と地球環境保全に寄与するため、人間の行動や意志決定に注目した省エネルギー行動の普及促進及び啓発を目的として 2017 年に設立され、（１）省エネルギー行動に関する知見共有及び普及促進に向けた検討を行う研究会議（BECC JAPAN）の開催等の活動、（２）その他の省エネルギー行動の普及促進及び啓発に必要な活動等を実施しています。

（参考）日本版ナッジ・ユニット BEST について

<http://www.env.go.jp/earth/best.html>

日本版ナッジ・ユニット BEST（Behavioral Sciences Team）は、関係府省庁や地方公共団体、産業界や有識者等から成る産学政官民連携のオールジャパンの取組です（事務局：環境省）。ナッジ（英語 nudge：そっと後押しする）やブースト（英語 boost：ぐっと後押しする）を始めとする行動科学の知見（行動インサイト）に基づく取組が政策として、また、民間に早期に社会実装され、自立的に普及することを目的に、環境省のイニシアチブの下、2017 年４月に発足しました。その後、同年 10 月のノーベル経済学賞の受賞分野が行動経済学であったことの後押しもあり、取組が深化し、連携体制が次第に強化されています。どのような取組も、地域に根付くものとするためには、関係するあらゆるステークホルダーを巻き込んでいくことが必要不可欠です。このため、行政内に限った取組ではなく、参加者が同じ立場で自由に議論のできるオールジャパンの実施体制としています。

○　日本版ナッジ・ユニット BEST のウェブサイト（会議資料、報道発表等）

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/nudge.html>

○　平成 29・30 年度年次報告書（日本版ナッジ・ユニット BEST 活動報告書）

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/nudge/report1.pdf>

○　報告書「ナッジと EBPM～環境省ナッジ事業を題材とした実践から好循環へ～

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/nudge/EBPM.pdf>

○　ナッジ等の行動インサイトの活用に関わる倫理チェックリスト　①調査・研究編

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/nudge/renrakukai16/mat_01.pdf>

○　ナッジ等の行動インサイトの活用に関わる倫理チェックリスト　②社会実装編

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/nudge/renrakukai19/mat_01.pdf>

○　我が国におけるナッジ・ブースト等の行動インサイトの活用の広がりについて

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/nudge/hirogari.pdf

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「地球温暖化対策計画（案）」「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（案）」「日本の NDC（国が決定する貢献）（案）」「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）について（お知らせ）

＜環境省　2021 年９月３日＞　https://www.env.go.jp/press/109931.html

◇令和３年度「二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業」の公募について

＜環境省　2021 年９月３日＞　https://www.env.go.jp/press/109946.html

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）の２次公募開始について

＜環境省　2021 年９月２日＞　https://www.env.go.jp/press/109930.html

[公募結果、意見募集結果]

◇中長期の温室効果ガス削減目標に向けた支援事業に参加する中小企業を決定しました

＜環境省　2021 年 9 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/109934.html

◇令和 3 年度研究開発施設共用等促進費補助金ナショナルバイオリソースプロジェクト（情報センター整備プログラム）の採択課題の決定について

＜文部科学省　2021 年 9 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af6Kac3A3Rbep7bJ

****

[8] ***その他省庁発表***

◇種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第 246 号）

［官報］　令和 3 年 9 月 3 日　本紙　第 568 号　3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210903/20210903h00568/20210903h005680003f.html

種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和 3 年 9 月 3 日

内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第 246 号

種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、種苗法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（種苗法施行令の一部改正）

第一条　種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「品種登録出願」を「同法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願（次条第二項第二号において「品種登録出願」という。）」に改める。

一　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号）第八条第二項第二号

二　米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第百七十三号）第五条第二項第二号

三　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）第五条第二項第二号

四　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）第四十一条第二項第二号

五　花きの振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百七十号）第一条第二項第二号

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　　菅　　義偉

農林水産大臣　　野上浩太郎

◇種苗法施行令の一部を改正する政令（政令第 247 号）

［官報］　令和 3 年 9 月 3 日　本紙　第 568 号　3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210903/20210903h00568/20210903h005680003f.html

種苗法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和 3 年 9 月 3 日

内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第 247 号

種苗法施行令の一部を改正する政令

内閣は、種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。
四　いんげん豆豆を水煮したもの（砂糖を加えたものを含む。）及びあん
五　かんしょ干し芋及び焼き芋
第二条に次の一号を加える。
七　落花生煎ったものその他の加熱による調理をしたもの
附　則
（施行期日）
１　この政令は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）
２　この政令による改正後の第二条第四号、第五号及び第七号の規定は、この政令の施行前に日本国内において生産され、又は輸入されたこれらの規定に定める加工品については、適用しない。

農林水産大臣　　野上浩太郎
内閣総理大臣　　菅　　義偉

◇種苗法第二十一条の二第三項の規定に基づく輸出する行為に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1506、1507 号）

［官報］　令和３年９月２日　号外　第 200 号　1～29 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210902/20210902g00200/20210902g002000001f.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和３年度第１回化学物質のリスク評価に係る企画検討会（オンライン形式）を開催します　　９月８日
＜厚生労働省　2021 年９月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C_AM3HDhTowwfD2ZY
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H-QYyGT1WpgkaCqNY
⑴ 令和２年度のリスク評価の実施結果の報告等について
⑵ 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書について
⑶ 令和３年度のリスク評価の実施方針の検討について
⑷ その他

・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会　　９月 10 日
＜厚生労働省　2021 年９月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5h6SUxxTdxFpFTxY

・令和３年度第９回「石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会」を開催します　　９月 10 日
＜厚生労働省　2021 年９月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6hKeXxBfex1lGXBY
（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について
（２）その他

・第２回健康と環境に関する疫学調査検討会の開催について　　９月 10 日
＜環境省　2021 年９月３日＞　https://www.env.go.jp/press/109942.html
（１）これまでの議論の整理
（２）エコチル調査の運営体制とコアセンターの取組
（３）今後のスケジュール
（４）その他

・食品安全委員会（第 831 回）の開催について　　９月７日
＜内閣府　2021 年９月２日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai831.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・動物用医薬品１品目
イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイバランゴード）　・遺伝子組換え食品等２品目

除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「テトラニリプロール」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ペンチオピラド」に係る食品健康影響評価について

（３）その他

・食品安全委員会 農薬第一専門調査会（第６回）の開催について　　９月１３日

＜内閣府　2021 年９月２日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai1_senmon_6.html

（１）「残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについて」の改正について

（２）その他

・世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議（第１回）　　９月７日

＜文部科学省　2021 年９月２日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af6Kac3A3Rbep7bI

1. 検討会議の議事運営等について
2. 「世界と伍する研究大学専門調査会」の検討状況について
3. 特定研究大学制度（仮称）の検討の進め方について
4. 特定研究大学（仮称）に求められるガバナンスについて
5. その他

[開催記録、報告、資料等]

・令和２年度化学物質のリスク評価検討会報告書

＜厚生労働省　2021 年９月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=f4RmVVBtUcBZuFTtY

・2021 年８月 27 日　石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会（オンライン開催）（令和３年度第８回）議事概要　　８月 27 日

＜厚生労働省　2021 年９月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wjq2dzh3UzVNMZhY

（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について

（２）その他

・第 64 回 食品表示部会 議事録　　８月６日

＜内閣府　2021 年９月２日＞

https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/064/gijiroku/index.html

1. 開会
2. 「空間的情報量に関する調査」について
3. 「アプリケーションを活用した食品表示実証調査事業」について
4. 閉会

・デジタル教科書の普及促進に向けた技術的な課題に関するワーキンググループ（第１回）議事録　７月 15 日

＜文部科学省　2021 年９月３日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af6Mac3BlbyImSbJ

1. 本会議における検討事項について
2. その他

****

[10] *海外の化学物質管理情報*　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 551 号　2021 年９月１日　から＞

〇国際

・Series on Testing and Assessment: publications by number

＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年８月 23 日＞

https://www.oecd.org/env/ehs/testing/series-testing-assessment-publications-number.htm

OECD は、試験と評価に関する一連の文書 No. 336 およびその附属書を更新した。

〇No. 336 Supporting Document to the OECD Guideline 497 on Defined Approaches for Skin Sensitisation (Annex 1; Annex 2 (Excel file); Annex 3; Annex 4; Annex 5, Annex 6, Annex 7, Annex 8)

○欧州

・Harmonised classification and labelling consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 8 月 23 日＞

https://www.echa.europa.eu/13armonized-classification-and-labelling-consultation

ECHA は、３，４－エポキシシクロヘキシルメチル（３，４－エポキシ）シクロヘキサンカルボキシレート（CAS RN 2386-87-0）および ギ酸 …%（CAS RN 64-18-6）の CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示（CLH）案を公開し、2021/10/22 までの意見募集を開始した。

・Harmonised classification and labelling targeted consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 8 月 23 日＞

https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-targeted-consultations

ECHA は、３，３，４，４，５，５，６，６，７，７，８，８，８－トリデカフルオロオクタン－１－オール（CAS RN 647-42-7）の CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示（CLH）案に対して提出された水生環境への有害性に関する情報を含む研究に関する意見募集を開始した。意見提出は 2021/9/6 まで。

・Clarification to degradation and mutagenicity testing under REACH

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 8 月 23 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/clarification-to-degradation-and-mutagenicity-testing-under-reach

ECHA は、REACH に基づく分解性試験および変異原性に関する複合試験を要求するルールを明確化している。企業は登録を更新するかどうかを決定する際に、これらの変更を考慮する必要があると説明している。

・Current Testing Proposals

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 8 月 26 日＞

https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current

ECHA は、無益な動物試験を回避するため、REACH 登録された 26 物質における 38 件の試験提案を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2021/10/11 まで。

・欧州委員会、CLP 規則改正についてパブリックコメントの募集を開始（発表日：2021/08/08）

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 8 月 26 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=45918&oversea=1

○米国

・EPA Releases Guidance on Chemical Data Reporting Petitions

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 8 月 23 日＞

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-releases-guidance-chemical-data-reporting-petitions

EPA は、TSCA の化学物質データ報告（CDR）規則のプロセスにおける、サイトが限定され物理的に密閉されたシステム内でのリサイクルまたはその他の方法で使用される副生成物の CDR からの完全な免除請願、および「現在の関心は低い」と判断された化学物質の部分的免除請願の作成と提出に関するガイダンスをリリースし、2021/12/21 までの 120 日間の意見募集を開始することを発表した。2024 年の CDR 提出期間で検討される請願は、2022/1/1 までに EPA に提出されることが必要。官報公示　→ https://www.regulations.gov/document/EPA-HQ-OPPT-2018-0321-0160

・IRIS Recent Additions

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 8 月 23 日＞　https://www.epa.gov/iris/iris-recent-additions

EPA は、統合リスク情報システム（IRIS）データベースに、以下の 3 物質の省庁間草案、意見、および意見に対する EPA の対応を掲載した。

1. Tert-ブチルアルコール（TBA）（CAS RN 75-65-0）の IRIS 毒性学的レビュー（省庁間科学協議(草案)）
   → https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=348441
2. エチル-tert-ブチルエーテル（ETBE）（CAS RN 637-92-3）の IRIS 毒性学的レビュー(省庁間科学協議(草案))
   → https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=348435
3. ペルフルオロブタン酸（PFBA）（CAS RN 375-22-4）および関連物質のペルフルオロブタン酸アンモニウムの IRIS 毒

性学的レビュー(省庁間科学協議(草案))

→ https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=349242

・Availability of the Draft IRIS Toxicological Review of Perfluorobutanoic Acid (PFBA) and Related Compound Ammonium Perfluorobutanoic Acid

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 8 月 23 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/08/23/2021-18029/availability-of-the-draft-iris-toxicological-review-of-perfluorobutanoic-acid-pfba-and-related

EPA は、ペルフルオロブタン酸（PFBA）および関連化合物のペルフルオロブタン酸アンモニウムの統合リスク情報システム（IRIS）毒性学的レビューを公開し、60 日間の意見募集を開始することを官報公示した。意見提出は 2021/10/22 まで。

・Request for Nominations of Experts for the Review of EPA's Draft Toxicological Reviews of Perfluorodecanoic Acid (PFDA), Perfluorononanoic Acid (PFNA), Perfluorohexanoic Acid (PFHxA), Perfluorohexanesulfonic acid (PFHxS), and Perfluorobutanoic acid (PFBA)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 8 月 23 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/08/23/2021-18030/request-for-nominations-of-experts-for-the-review-of-epas-draft-toxicological-reviews-of

EPA は、今後行われる統合リスク情報システム（IRIS）評価に関するピアレビューのため、科学専門家の指名を求める通知を官報公示した。この IRIS 評価には、ペルフルオロデカン酸（PFDA; CAS RN 335-76-2)、ペルフルオロノナン酸(PFNA; CAS RN 375-24-4)、ペルフルオロヘキサン酸（PFHxA; CAS RN 307-24-4)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS; CAS RN 355-46-4)、ペルフルオロブタン酸（PFBA; CAS RN 375-22-4)、およびペル及びポリフルオロアルキル物質(PFAS)メンバーであるこれら 5 物質の塩および関連物質が含まれる。科学専門家の指名は 2021/9/22 まで。

・アメリカ環境保護庁、乗用車・小型トラックと重量車の排出基準を全面的に見直し（発表日：2021/08/05)

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 8 月 23 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=45914&oversea=1

○韓国

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/KOR/994

＜韓国　2021 年 8 月 26 日＞

http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/173904?FromAllNotifications=True

韓国食品医薬品安全庁（MFDS)は、「食品の表示と広告に関する法律の施行規則」の改正(案)を WTO/TBT 通報した。この改正案は、同一または類似の商号、商標、容器または包装を使用した食品などの表示または広告を禁止するもので、安全性検証の対象となる子供向け製品（文房具のみ）および安全性検証の対象となる家庭用化学製品が対象となる。

WTO/TBT 通報文書(韓国語)　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/KOR/21_5400_00_x.pdf

---

○オーストラリア

・Consultation on proposed amendments to the General Rules

＜オーストラリア　2021 年 8 月 23 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/consultation-proposed-amendments-general-rules

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(一般規則）2019 年、および工業化学品(結果的改正および経過規定)規則 2019 年の対象を限定した改正案を提案し、利害関係者から 2021/9/17 までの意見募集を開始した。この改正には、ナノスケールの工業化学品の基準の明確化、データ所有権の申告、年次申告などに加えてロッテルダム条約の対象となる化学品の輸出入承認プロセスなどに関する事項が含まれる。意見募集

→ https://www.industrialchemicals.gov.au/consultations/consultation-proposed-amendments-general-rules

・Call for information: mercury imports or exports after June 2020

＜オーストラリア　2021 年 8 月 27 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/call-information-mercury-imports-or-exports-after

-june-2020
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、水銀に関する水俣条約を批准するための措置として工業用水銀の輸入および輸出に関する新たな規則が 2021 年後半に発効することから、2020 年 6 月以降の水銀の輸入または輸出に関する実状を把握するための情報提供を求めている。情報提供は 2021/9/30 まで。
・Coming soon: news laws on importing or exporting mercury
＜オーストラリア　2021 年 8 月 27 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/coming-soon-news-laws-importing-or-exporting-mercury
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、水銀の輸入または輸出に関する今後の規制動向を掲載した。オーストラリアは 2013/10/10 に水銀に関する水俣条約に署名し、条約を批准するために国内で措置を講じているところであり、工業化学品法（一般規則）2019 第 6 条のディビジョン 1、パート 2 に工業用水銀の輸入および輸出に関する措置を追加することになる。この新しい規則は 2021 年後半に発効すると説明している。
・Correction of chemical names - 27 August 2021
＜オーストラリア　2021 年 8 月 27 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/correction-chemical-names-27-august-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（IC Act 2019）第 85 条に準拠させるため、工業化学品インベントリに収載された 101 物質の名称を Chemical Abstracts Service（CAS）名称に訂正し、公開した。
****
[11] *その他*
・世界大学ランキング、東大は 35 位　200 位以内に日本は 2 校のみ
＜朝日新聞　2021 年 9 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP922Q6DP92ULFA001.html
　英国の教育誌「タイムズ・ハイヤー・エデュケーション（THE)」は 2 日、最新の世界大学ランキングを発表した。日本の最高位は東京大の 35 位で、前年から順位を一つ上げた。世界 1 位は英オックスフォード大で、6 年連続トップの座を守った。
　世界 2 位には米国のカリフォルニア工科大とハーバード大が並んだ。4 位に米スタンフォード大、5 位は英ケンブリッジ大。トップ 10 のうち 8 校が米国、2 校が英国の大学だった。
　日本からは、東京大に次いで京都大が 61 位だったが上位 200 校に入ったのは 2 校のみ。続いて東北大が 201～250 位、大阪大と東京工業大が 301～350 位の評価を受けた。
　アジアのトップは中国の北京大と清華大が共に 16 位。中国はランクを上げた大学が相次ぎ、上位 200 位に 10 校がランクインした。韓国も 54 位のソウル大を筆頭に 200 位以内に 6 校が入った。このほか、アジアでは 21 位のシンガポール国立大や 30 位の香港大などが上位に名を連ねた。
　今年は約 100 カ国・地域の 1662 大学を対象に評価を実施。教育環境や研究成果、国際性など 13 の指標でランク付けした。日本の大学は国際性に課題があるとされてきたが、同誌の責任者は今回、「国際化に焦点を当てた政府の政策が功を奏し、大きな進歩がみられる」と指摘した。

・産休申し出た途端「辞めて」　女性研究者が実験台を殴って耐えたのは
＜朝日新聞　2021 年 9 月 1 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP855HX2P7MULBJ007.html?iref=comtop_7_01
　ここで我慢しなければ次はない。絶対に、この人とケンカはできない――。そう自分に言い聞かせ、言い返したい思いをのみ込んだ。
　生物系の分野でポスドク(博士研究員)をする女性は 30 代のとき、研究室の代表に産休を取りたいと申し出た。すると、がくぜんとする言葉が返ってきた。
「後釜決めたから、辞めて」
　ショックだった。腹が立った。と同時に頭をよぎったのは、「推薦書」のことだった。
　ここを辞めて次の研究室に転職するには、推薦書が絶対必要だ。
　「ご迷惑をおかけして、大変申し訳ありませんでした。もしこの先、私でお役に立てることがあれば、いつで

も協力させていただきます」

丁寧に頭をさげ、一言も反抗せずに身を引いた。おかげで代表は、すんなりと推薦書を書いてくれた。

妊娠がわかったのは、報告の数カ月前だった。ふだんから代表は「結婚している女は使えない」と公言していたため、結婚していることさえひた隠しにしてきた。

だから妊娠がわかったときは、戸惑いの方が大きかった。「ここで研究を続けるには、おろすしかない」。本気でそう考えた。

子どもがいる女性の准教授に相談すると、「欲しいなら、子どもも仕事も手に入れなさい。何があっても、どんな形でもしがみつきなさい」と背中を押され、産む覚悟を決めた。

それでも代表には言い出せず、妊娠初期のつわりは必死に我慢した。「ご飯が食べられないほど気持ち悪い日もあったけど、食べなかったらバレると思い、無理して食べていました」

おなかが大きくなってきて隠せなくなり、とうとう妊娠を報告した。このときは何も言われず、「残れるのかも」という淡い期待を抱いていた。それなのに、産休を申し出た途端に「辞めて」とは。

「むかつきましたよ、もちろん。でも推薦書が全てです」

推薦書のために上の顔色をうかがい、我慢を重ねて気をつかっている研究者は、知人にもたくさんいる。

言いたいことをこらえて手に入れた推薦書のおかげで、別の大学の助教の職が決まりかけた。だが、直前になって断られた。

「採用の会議で『産休をとるような女をとるのか』という意見が出た」と、代表からは聞かされた。代わりに採用されたのは、男性研究者だった。

推薦書をめぐり、女性には過去にトラウマがあった。

大学４年生のとき、初めて所属した研究室でのことだ。

キャリアアップに必要な「推薦書」。女性が抱えるトラウマとは？女性は「いけにえ状態」だったと振り返ります。

入ってすぐ、一緒に実験を進…

・教授が送った叱責の全員メール　うつ病になり、おねしょした女子学生

＜朝日新聞　2021年９月３日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP855QCBP7WULBJ01H.html?iref=comtop_7_07

関東地方に住む40代女性は、学生時代に研究室でいじめを受けたときの記憶が、今でもはっきりとよみがえる。

私立大学を卒業後、国立の大学院の研究室に入った。その研究室はそれまで教員も学生も女性がいたことはなく、自分が歴代初の女性研究者だった。

もともと女性が少ない研究分野だ。女性が１人という環境にそれほど不安はなく、むしろみんなが話しやすいようにと意識して明るく振る舞おうと思っていた。

それなのに、周囲は「女性にどう接したらいいのかわからない」という雰囲気で、なかなかなじめなかった。

女性の側も戸惑いを覚えた。大学時代は先輩と後輩が組んで研究をするスタイルだったのが、その研究室は「研究は１人でやりきる」というスタンスだった。

当時40代の男性教授は、その分野では有名な研究者。大学時代に研究室を訪ねたときは、とても話しやすい人だと感じていた。が、それは誤りだったとすぐに気づいた。

教授は隣の部屋にいるにもかかわらず、指示のほとんどをメールで出す。毎日10通ほどの全員メールを送り、直接学生を指導することはほとんどない。

新しい研究室で人間関係もまだ築けていない中、何から手を着けていいのかすらわからなかった。ほかの大学で助教をしている卒業生がたまに来て、研究を手伝ってくれることはあったが、手探りで過去の論文を読んだり、研究室の勉強会に参加したりしていた。

教授がメールで次々と押しつける「理想」に、女性は追い詰められていきます。やがて、教授以外の研究室のメンバーからも理不尽な仕打ちを受けるように。最後に女性が選んだ道は。

２カ月くらい経った頃、教授…

****

[付録]

◇大学ファクトブック 2021－「組織」対「組織」の本格的産学連携の拡大に向けて－

＜文部科学省　2021 年 9 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af6Kac3A3Rbep7bL

＜経済産業省　2021 年 9 月 2 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/09/20210902002/20210902002.html?from=mj

文部科学省は、この度、経済産業省及び一般社団法人日本経済団体連合会とともに、「大学ファクトブック 2021」を取りまとめました。

「大学ファクトブック」は、2016 年に策定した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に基づく取組の状況や産業界との連携実績などのデータを「見える化」することで、ガイドラインの目指す「組織」対「組織」の本格的な産学連携の拡大を目指すものです。 2018 年に初めて公表し、その後毎年更新しております。

1.背景

2016年、文部科学省は経済産業省とともに「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（以下、ガイドライン）を策定しました。さらに、2020年、ガイドラインに基づく体制構築に向けて大学等においてボトルネックとなっている課題への処方箋や、産業界における課題とそれに対する処方箋を「ガイドライン追補版」として取りまとめ、本取組の一層の加速を促しています。

本ガイドライン及びガイドライン追補版に基づく取組の状況については、文部科学省が毎年実施する「大学等における産学連携等実施状況について」の調査により取りまとめ、結果を分析しております。加えて、2018年より、各大学の産業界との連携実績などのデータを「見える化」するため、経済産業省及び一般社団法人日本経済団体連合会とともに、「産学官共同研究におけるマッチング促進のための大学ファクトブック」を公表し、その後毎年更新しております。

2.大学ファクトブック2021

1.全体の外観

(a)　項目別ランキング

(b)　トピックス

表紙 ～1.全体の概観　　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_011.pdf

2.ファクトシート索引

「3.大学別ファクトシート」について、様々な観点から検索し、産業界からパートナーとしての大学を見つけやすくするため、（a）共同研究受入額順（設置主体別）、（b）五十音順、（c）IPC 技術分野別出願動向ランキング順 の3種類の索引を掲載しています。

(a) 共同研究受入額順（設置主体別）

(b)　五十音順

(c)　2019 年出願データに基づくIPC 技術分野別出願動向ランキング順

2.ファクトシート索引

https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_021.pdf

3.大学別ファクトシート

文部科学省「平成30 年度、令和元年度　大学等における産学連携等実施状況について」の結果、および、特許庁による公開特許公報情報を含む公開情報等に基づき、大学ごとに産学官連携本部機能や、特許出願・活用実績、産学官連携取組状況等を掲載しています。

(1) 掲載大学

「大学ファクトブック2020」において掲載のあった大学、および、文部科学省「令和元年度　大学等における産学連携等実施状況について」の結果において「産学官連携本部等の整備」に「ある」と回答した大学

国立大学80校、公立大学50校、私立大学262校（計392校）

(2) 掲載項目

(a) 基礎情報（大学全体の経営理念における産学官連携活動の取組方針、大学の得意分野とその具体例、産学官連携活動において今後重点化したい事項）

(b) 産学連携担当部署の体制

(c) 外部資金（共同・受託研究実績）

(d) 特許出願・活用実績

(e) その他の体制整備（URA、各種規程類の整備状況、産学連携へのインセンティブ、クロスアポイントメントの実績）

(f) ベンチャー支援体制（インキュベーション施設の空き状況等）

(g) 産学官連携を目的とした主なイベント・外部の展示会等

(h) 組織的産学連携活動の取組事例、産学連携活動の主な実用化事例

3.1大学別ファクトシートの見方

https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_031.pdf

ー国立大学ー　※共同研究受入額順（設置主体別）に掲載

3.2-1国立大学（40-56）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_111.pdf
3.2-2国立大学（58-78）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_121.pdf
3.2-3国立大学（80-94）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_131.pdf
3.2-4国立大学（96-112）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_141.pdf
3.2-5国立大学（116-138）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_151.pdf
3.2-6国立大学（142-174）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_161.pdf
3.2-7国立大学（180-240）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_171.pdf
3.2-8国立大学（246-652）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_181.pdf

ー公立大学ー　※共同研究受入額順（設置主体別）に掲載

3.3公立大学（110-650）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_211.pdf

ー私立大学ー　※共同研究受入額順（設置主体別）に掲載

3.4-1私立大学（50-164）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_311.pdf
3.4-2私立大学（166-260）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_321.pdf
3.4-3私立大学（262-346）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_331.pdf
3.4-4私立大学（348-404）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_341.pdf
3.4-5私立大学（406-536）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_351.pdf
3.4-6私立大学（538-688）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_361.pdf
3.4-7私立大学（690-822）　https://www.mext.go.jp/content/20210902-mxt_sanchi02-000017640_372.pdf

ー参考ー

大学ファクトブック（経済産業省ホームページへリンク）

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/daigaku_factbook.html

---

◇新型コロナワクチン接種の予約を案内する怪しいメールに注意！

ー国がコロナワクチン接種に関連して金銭やクレジットカード番号を求めることはありませんー

＜国民生活センター　2021年9月2日＞

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210902_7.html

国民生活センターでは、新型コロナワクチンの接種（以下「コロナワクチン接種」）に便乗した消費者トラブルや悪質商法に関する相談を受け付けるため、「新型コロナワクチン詐欺　消費者ホットライン」を開設しています。この度、国の機関を装い、コロナワクチン接種のポータルサイトに似せたサイトに誘導し、個人情報やクレジットカード番号を入力させようとするメールに関する情報が寄せられましたので、消費者に注意を呼びかけます。

相談事例

「自衛隊大規模接種センター」というところからメールが届き不審なサイトに誘導された

昨日、差出人の名称が「自衛隊大規模接種センター」と表示されるコロナワクチン接種の予約サイトを案内す

るメールが届いた。同じメールが何通も届いたので怪しいメールだと思ったが、記載されている URL をクリックしてみた。するとコロナワクチン接種に関するポータルサイトによく似た画面が表示され、厚生労働省のマークも記載されていた。画面をクリックすると、氏名や住所といった個人情報を入力する画面となり、次のページではクレジットカードの情報を入力する画面となった。　　(2021 年 8 月受付)

消費者へのアドバイス

アドバイス

コロナワクチン接種に関連したメールや SMS などには注意してください

国の機関等の名称を用いてコロナワクチン接種の予約に関連しているかのように装い、メールや SMS に記載されている URL に誘導しようとしているものが確認されています。突然送られてきた心当たりのないメールなどに記載されている URL は、詐欺的なサイトにつながる可能性があるので、クリックやタップをしないでください。

コロナワクチン接種は無料です

コロナワクチン接種は無料です。国や自治体がコロナワクチン接種に関連して金銭の支払いや銀行口座・クレジットカード番号の登録を求めることはありません。求められても決して応じないようにしてください。

少しでも「おかしいな？」、「怪しいな？」と思ったり、不安な場合はご相談ください

新型コロナワクチン詐欺　消費者ホットライン

・「新型コロナワクチン詐欺　消費者ホットライン」をご利用ください

電話番号フリーダイヤル：0120-797-188 相談受付時間 10 時～16 時（土曜、日曜、祝日を含む）

なくな　いやや

画像:新型コロナワクチン詐欺　消費者ホットライン。フリーダイヤル 0120-797-188。

◇家電から出る蒸気による乳幼児のやけどにご注意！

ー炊飯器、ポット、ケトル、加湿器（スチーム式）についてー

＜国民生活センター　2021 年 9 月 2 日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210902_3.html

家電の中には稼働の際、高温の蒸気が出るものがあります。日常的に使用するものとしては、電気炊飯器、電気ポット、電気ケトル、加湿器（スチーム式）等があります。もし、これらから出る高温の蒸気に触れてしまった場合、やけどを負う可能性が高く、大変危険です。特に乳幼児は、大人より皮膚が薄いため、やけどのダメージが皮膚の奥深くにまで及び、重傷化します。また、コロナ禍の中で家庭内で過ごす時間が増え、電気炊飯器等、これらの家電を利用する機会や頻度も高くなっているものと考えられます。

医療機関ネットワーク（注 1）には、2016 年度以降の 5 年あまりの間に、電気炊飯器、電気ポットや電気ケトル、加湿器（スチーム式）の蒸気により乳幼児（0～5 歳）がやけどを負った事故情報が 56 件（注 2）寄せられています。また、2021 年 2 月には「医師からの事故情報受付窓口」（注 3）に加湿器（スチーム式）の蒸気によって植皮手術が必要となるようなⅢ度（注 4）の重篤なやけどを負ったという事故情報も寄せられました。

そこで、現在販売されている、これらの家電について、蒸気が完全に出ないことや、出る蒸気の温度や量を低減していることをうたったものを含め、それぞれから出る蒸気等の温度を調べるとともに、消費者へのアンケート調査により、各家電の使用環境ややけどの発生状況等を把握し、家電から出る蒸気によるやけどを防止するための留意点などについてとりまとめ、消費者へ情報提供することとしました。

（注 1）消費者庁と国民生活センターとの共同事業で、消費生活において生命または身体に被害が生じた事故に遭い、参画医療機関を受診したことによる事故情報を収集するもので、2010 年 12 月から運用を開始しています。

（注 2）2016 年 4 月～2021 年 6 月末日までの伝送分。件数は本公表のために特別に精査したものです。

（注 3）消費者が商品・役務の利用等により事故に遭い医療機関を受診した情報を直接医師から得ることで、事故情報を早期に把握し、再発・拡大防止に役立てるため、2014 年 8 月より「医師からの事故情報受付窓口」（愛称：「ドクターメール箱」）を開設しています。

（注 4）やけどは深さによって、大きく分けるとⅠ度、Ⅱ度、Ⅲ度の 3 段階に分類されます。Ⅰ度は表皮まで、Ⅱ度は真皮まで、Ⅲ度は皮下組織まで傷害が及んだものです。

テスト結果等

消費者へのアンケート調査

・約１割の人が、乳幼児がやけどをしたもしくは、やけどをしそうになった経験がありました
・約４割の人が、家電から出る蒸気によって乳幼児がやけどすることを想定していませんでした
・乳幼児がやけどをしていない人は、乳幼児がやけどをした人よりも家電の設置位置を高くしている傾向がみられました
・各家電について、7 割前後の人が家電からの高温蒸気への対策機能が付いたものがあることを知りませんでした
・7 割以上の人が高温蒸気によるやけどの危険を回避するためには、乳幼児の手の届かないところに家電を設置するべきだったと回答しました
・高温蒸気でのやけどを防止するために、6 割以上の人が蒸気を出さない家電を望んでいました
蒸気温度の調査
・高温蒸気への対策機能を表示していた電気炊飯器と表示していないものとでは、蒸気口付近の温度に 60℃以上の差がありました
・高温蒸気への対策機能を表示していた電気ポットと表示していないものとでは、蒸気口付近の温度に 60℃以上の差がありました
・高温蒸気への対策機能を表示していた電気ケトルと表示していないものとでは、注ぎ口近辺の温度に 60℃以上の差がありました
・高温蒸気への対策機能を表示していた加湿器（スチーム式）と表示していないものとでは、蒸気口付近の温度に 30℃近くの差がありました
注意表示の調査
・すべての銘柄の取扱説明書には、蒸気によるやけどに対する注意表示がありました
消費者へのアドバイス
・電気炊飯器、電気ポット、電気ケトル、加湿器（スチーム式）から出る蒸気は、数秒触れただけでやけどを負うおそれがあります。乳幼児が蒸気に触れることがない位置に設置するなど、十分注意しましょう
・電気炊飯器、電気ポット、電気ケトル、加湿器（スチーム式）を購入する際には、蒸気によるやけどを防止するため、高温蒸気への対策機能を表示したものを積極的に検討しましょう
業界・事業者への要望
・電気炊飯器、電気ポット、電気ケトル、加湿器（スチーム式）から出る蒸気の危険性や、乳幼児のやけどを防止するための設置方法等について、消費者への分かりやすく具体的な説明表示を要望します
・高温蒸気への対策機能について、消費者と販売事業者への周知を要望します
・高温蒸気への対策機能が付いた商品について、より一層の普及を要望します
行政への要望
・高温蒸気の危険性と事故防止対策について、特に乳幼児の保護者への周知啓発を要望します
・電気炊飯器、電気ポット、電気ケトル、加湿器（スチーム式）を製造している事業者に対し、高温の蒸気の危険性について取扱説明書や本体にこれまで以上に目につきやすく、分かりやすい表示をするよう働きかけることを要望します

◇鋭利な部品をもつシャワーヘッド（相談解決のためのテストから No.155）
＜国民生活センター　2021 年 9 月 2 日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210902_3.html
　消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。
　「シャワーヘッドのカートリッジを交換する際、落下したシャワーヘッドから外れた部品を拾おうとしたところ、端部で指を切った。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けました。
　当該品は、浄水機能を有するカートリッジを装填（そうてん）して使用するシャワーヘッドでした。相談者によると、カートリッジを交換する際、シャワーヘッドキャップを落としてしまい、外れた散水板を拾うときに散水板の縁で指先に切り傷を負ったとのことでした。
　当該品のシャワーヘッドキャップを取り外し、内側から観察したところ、散水板とゴムパッキンが重ねてはめ込まれていました。当該品のシャワーヘッドキャップから取り外した散水板は、厚さ 0.3㎜のステンレス板に直径 0.3㎜の穴が多数あいており、外周の縁は鋭い形状で、外周の 2 カ所にはレーザー加工跡と思われるくぼみが

みられました。なお、別途入手した同型品４個の散水板についても観察したところ、同様に外周の縁は鋭い形状で、レーザー加工跡と思われる２カ所のくぼみがみられました。

シャワーヘッドの内部部品の鋭利さに関する規格・基準はありません。そこで、米国の材料・部品・装置・道具類などに対する安全規格のUL1439「機器の縁の鋭さに対する試験」及び日本の玩具安全基準のST-2016「5.8 鋭い縁部」を準用し、散水板の縁の鋭利さを調査しました。その結果、UL規格の方法では鋭利な部分（人体障害の恐れに繋がる鋭い縁部）とは判定されませんでしたが、ST基準の方法では鋭利な部分（潜在的に危険な鋭い縁部）と判定されました。

相談者は、シャワーヘッドキャップを床に落とした際に外れた散水板で指先に切り傷を負ったことから、シャワーヘッドキャップを床に落下させたときの散水板の外れやすさをテストしました。その結果、当該品、同型品ともに高さ20cmからの落下で、ゴムパッキンと散水板が外れました。

当該品の取扱説明書を確認したところ、散水板の縁部に触れた場合の危険性については記載されていませんでした。

以上、当該品は、鋭利な散水板の縁部に触れる可能性のある商品と考えられました。

テスト結果を受け、事業者から相談者に、散水板の縁部に研磨を施す等の安全対策を図るとともに、散水板の縁を素手で触れない旨の注意喚起を取扱説明書に追記しました、との回答がありました。なお、相談者には商品代金が返金されました。

◇保険金で住宅修理ができると勧誘する事業者に注意！

－申請サポートを受ける前に、損害保険会社に連絡を　保険金の請求は、加入者ご自身で！！－

＜国民生活センター　2021年9月2日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210902_2.html

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」や「保険金が出るようサポートする」など、「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービス（注1）に関する相談が急増しています。

国民生活センターでは、過去複数回にわたって同様のトラブルに関する注意喚起（注2）を行いましたが、その後も相談件数は増加傾向が続いております。2020年度の相談件数は2019年度の2倍以上となり、2021年度も前年同期を上回る相談が寄せられています（図）。災害で被害を受けた直後でなくとも、過去の災害で被害のあった地域に勧誘を行うケースもみられ、注意が必要です。

年度別相談件数：2018年度は1,759件、2019年度は2,691件、2020年度は5,447件、2021年7月31日までの件数は1,465件です。

（注1）本資料では、「集合住宅」「戸建住宅」「住宅構成材」「車庫」の修理に関する相談と保険金請求代行サービスのうち、特に相談の多い「訪問販売」「通信販売」「電話勧誘販売」による相談について「『保険金が使える』と勧誘する住宅修理サービス」とし、共済を利用した住宅修理に関する相談を含んでいる。

（注2）2020年10月1日公表「『保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる』と勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう！－勧誘・契約が増える秋台風シーズンは特に注意してください－」

（注3）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。相談件数は2021年7月31日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

相談事例

【事例1】保険金の請求期限が迫っていると勧誘を受けた　昨日、「台風や地震で建物の被害がないか近所を調査している」と事業者が訪問してきた。その事業者から「3年前の大型台風で損害を受けている部分があるかもしれない。火災保険の請求期限が迫っている。調査費用は無料なので、調査だけでも受けてはどうか。調査して、火災保険が利用できることが分かれば申請手続を代行し、その保険金の一定割合を手数料でもらう。保険金が出なければ負担はない」と言われた。とりあえず調査だけでもと思い業務委託契約書に署名したが、以前保険会社に大型台風の件で問い合わせたところ、保険金の支払いは難しいと言われたことを思い出し、昨日の勧誘自体が不審に思われてきた。契約書裏面にクーリング・オフについての記載があったが、クーリング・オフできるか。（2021年5月受付　60歳代、男性）【事例2】インターネット広告で見つけた事業者に勧誘を受けた　「火災保険を使って屋根や外壁の工事の見積もりをする」とのインターネット広告を見つけ、事業者へ連絡を取ったとこ

ろ、後日自宅に来訪することになった。訪問した事業者から「修理代を上回る保険金が受け取れる。手数料は 40%だが損はない」と言われ、損がないならと契約することにした。受け取った書面には、修理箇所と損傷の程度を判断して見積もりを作成するサービスで、保険金が下りたらその 40%を事業者に支払うと書いてある。よく考えると、保険会社の査定が見積もり通りとは限らないと思い、解約を申し出たが、解約できないと言われた。どうすればいいか。(2021 年 4 月受付　60 歳代、男性)

消費者へのアドバイス

･請求期限が迫っている等の勧誘やインターネット広告をうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう

･申請サポート会社に頼らずとも、保険金の請求は加入者自身で行えます

･うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう

･不安に思った場合やトラブルになった場合は早めに消費生活センター等に相談しましょう

＊消費者ホットライン「188（いやや！)」番最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の 3 桁の電話番号です。

********** 以上 **********